



栃木県公報

令和7(2025)年
12月19日(金)
号外
第57号

目次

告示

○競争入札参加者資格等の一部改正..... 1

告示

栃木県告示第530号

競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用し、同日前に行われる申請の手続及び申請事項の変更については、なお従前の例による。ただし、改正後の第8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号の定める有効期間とする。

- (1) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間に資格決定される者の有効期間は、令和11年3月31日までとする。
- (2) 令和7年度に更新決定される者の有効期間は、令和11年3月31日までとする。
- (3) 令和8年度に更新決定される者の有効期間は、令和12年3月31日までとする。
- (4) 令和9年度に更新決定される者の有効期間は、令和13年3月31日までとする。

令和7年12月19日

栃木県知事 福田富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
栃木県物品調達等競争入札参加者資格等	競争入札参加者資格等
第1 業種区分	第1 業種区分
県が行う一般競争入札及び指名競争入札（ <u>栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）</u> の適用を受ける建設工事及び建設工事関連委託業務に係るものを除く。以下「競争入札」という。）に参加する資格を得ようとする者の業種区分は、次のとおりとする。	県が行う一般競争入札及び指名競争入札（ <u>建設工事に係るものを除く</u> ） _____。以下「競争入札」という。）に参加する資格を得ようとする者の業種区分は、次のとおりとする。
略	略
第2 入札参加資格の決定	第2 入札参加資格の決定
競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を得ようとする者は、地方自治法施行令第167条の4第1項 <u>各号</u> の規定に該当せず、かつ、営業に関し必要な許可、認可等のほか、入札参加資格を有することについて知事の決定を受けなければならない。この場合において、入札参加資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、 <u>第8</u> のとおりとし、入札参加資格は、その更新の決定（以下「更新決定」という。）を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。	競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を得ようとする者は、地方自治法施行令第167条の4第1項_____の規定に該当せず、かつ、営業に関し必要な許可、認可等のほか、入札参加資格を有することについて知事の決定を受けなければならない。この場合において、入札参加資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、 <u>第9</u> のとおりとし、入札参加資格は、その更新の決定（以下「更新決定」という。）を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。
第3 資格決定の審査	第3 資格決定の審査
第2による知事の決定（更新決定を含む。以下	第2による知事の決定（更新決定を含む。以下

「資格決定」という。)は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に勘案して行うものとする。

1 経営規模

(1) 第4の1により競争入札参加資格審査申請書(以下「申請」という。)を行う日(以下「基準日」という。)の直前の事業年度の決算における自己資本額

(2) 略

(3) 基準日の直前の事業年度の決算における売上額

(4) 略

2 経営状況

基準日の直前の事業年度の決算における次の値

(1) 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したもの)をいう。)

(2) 純資産比率(純資産の額を総資産の額で除して得た数値を百分率で表したもの)をいう。)

(3) 純利益比率(純利益の額を売上額で除して得た数値を百分率で表したもの)をいう。)

第4 申請の手続

1 資格決定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請を行わなければならぬ。

2 申請は隨時行うことができる。ただし、更新決定に係る申請については、別に定めるところにより行わなければならない。

3 申請の添付書類

申請には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 基準日の直前の事業年度の決算に係る財務諸表の写し

(2) 基準日の直前の事業年度の国税及び都道府県税に未納税額がない旨の証明書の写し

—

(3) 登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項の規定により登記官が発行した同項第1号に掲げる登記記録がない旨を証する書面及び市町村長が発行した身分証明書)の写し

「資格決定」という。)は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に勘案して行うものとする。

1 経営規模

(1) 第4の1により競争入札参加資格審査申請書を提出する日(以下「基準日」という。)の直前の事業年度の決算における自己資本額(法人にあっては資本金(出資総額を含む。以下同じ。)に準備金、積立金及び繰越金を加えた額、個人にあっては次年度繰越純資本金の額)

(2) 略

(3) 略

2 基準日の直前の事業年度の決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したもの)をいう。)

3 基準日の直前の事業年度における全売上額から当該事業年度における建設工事に係る売上額を除いた額

第4 申請書の提出等

1 資格決定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、隨時行うことができる。ただし、更新決定に係る申請書の提出については、有効期間の満了の日の属する年の9月1日から同月末日までの間に行わなければならない。

3 申請書の添付書類

申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 基準日の直前の事業年度の決算に係る財務諸表

(2) 基準日の直前1年分の国税及び都道府県税に未納税額がない旨の証明書又はその写し

(3) 代表者が代理人を指定し、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任する場合にあっては、委任状(別記様式第2号)

(4) 登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項の規定により登記官が発行した同項第1号に掲げる登記記録がない旨を証する書面及び市町村長が発行した身分証明書)又はその写し

(4) 略

4 申請及びその添付書類の作成に用いる言語等

(1) 申請は日本語により行わなければならぬ。

(2) 3の(1)の財務諸表は日本語により作成しなければならない。

(3)・(4) 略

5 申請及び添付書類の提出は

_____、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請_____をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う（以下「電子申請」という。）ものとする。ただし、電子申請を行うことが困難であると知事が認めるとときは、別の方法によることができる。

第5 資格審査結果の通知等

知事は、入札参加資格の審査を終了したときは次に掲げる事項を行うものとする。

1 資格決定をした者に対しては、その結果を通知するとともに、競争入札参加資格者名簿に登載する。

2 資格決定をしなかった者に対しては、資格決定をしなかった理由を付して通知する。

第6 入札参加資格の取消し等

知事は、入札参加資格を有する者又はその代理人若しくは支配人が1又は2のいずれかに該当すると認められるときは、当該資格を取り消すことができる。

知事は前段の取消しをしたときは、当該入札参加資格を有する者に取消しの理由を付して通知するものとする。

(5) 略

4 申請書及びその添付書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び3の(1)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

(2)・(3) 略

(4) 申請者が外国人である場合において添付書類に記名して押印する必要があるときは、その者の署名をもってこれに代えることができる。

5 更新決定に係る申請については、当該申請書の提出に代えて、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請及び届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、3に掲げる添付書類の提出については、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第5 入札参加資格の取消し等

知事は、入札参加資格を有する者又はその代理人若しくは支配人が1から6までのいずれかに該当すると認められるときは、当該資格を取り消し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

1 申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実について記載しなかったとき。

2 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量若しくは役務の提供に関して不正の行為をしたとき。

3 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

4 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

5 契約の履行を確保するための検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

6 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

第6 資格審査結果等の通知

知事は、入札参加資格の審査を終了したときはその結果を競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第3号）により、入札参加資格を取り消したとき又は競争入札に参加させないとしたときはその旨を競争入札参加資格取消（停止）通知書（別記様式第4号）により、通知するものとする。

なお、入札参加資格を有する者が契約違反等の不正行為等を起こした場合の措置は、別に定めるところによる。

1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者となったとき。

2 申請及びその添付書類に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実について記載しなかつたとき。

第7 申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該事項の変更の事実を証する書類を添付して、その事実を電子申請により届け出なければならない。

1・2 略

3 連絡先

4・5 略

6 業種区分

第8 有効期間

有効期間は、資格決定の日から同日の属する年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるもの）の翌々年度の3月31日までとする。ただし、更新決定に係る有効期間については、従前の有効期間の満了の日の翌日から同日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

第7 申請書の変更届

入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記様式第5号。以下「変更届」という。）及び変更の事実を証する書類を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

(5) 資本金、営業種目その他営業内容についての重要事項

2 1の変更の届出については、当該届出書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、1に掲げる添付書類の提出については、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第8 書類の提出先

この告示の規定により提出する書類は、会計局会計管理課に提出しなければならない。

第9 有効期間

有効期間は、資格決定の日から同日の属する年の翌々年の12月31日

までとする。ただし、更新決定に係る有効期間については、従前の有効期間の満了の日の翌日から同日の属する年の翌々年の12月31日までとする。

別記様式第1号（その1）から別記様式第5号（その2）までを削る。

(会計局会計管理課)